

# 電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業 申請に係るQ & A

## 【各生産者】要望調査提出書類

- ①様式1 電気料金高騰対策施設園芸生産支援事業費補助金補助金事業計画（実績）書
- ②別紙1 補助金交付申請額算定書
- ③電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業費補助金交付要領別表2の必要書類
  - ・電気式ヒートポンプを令和3年度以前から使用していることが確認できる書類
  - ・電気料金証拠書類
  - ・出荷実績が分かる書類
- ④その他知事が必要と認める書類

県農業振興事務所へ提出  
※各農業振興事務所が定める期限

## 【各農業振興事務所】

- ①書類受理
- ②（別紙様式）電気料金高騰対策施設園芸生産事業に関する要望一覧作成

生産振興課へ提出  
※5月13日（水）~~ㄨ~~

県生産振興課にて要望額を精査の上、  
各農業振興事務所経由で交付申請についてお知らせいたします。

## 【各生産者】交付申請書類提出

- ①様式1 電気料金高騰対策施設園芸生産支援事業費補助金補助金事業計画（実績）書
- ②別紙1 補助金交付申請額算定書
- ③電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業費補助金交付要領別表2の必要書類
  - ・電気式ヒートポンプを令和3年度以前から使用していることが確認できる書類
  - ・電気料金証拠書類
  - ・出荷実績が分かる書類
- ④その他知事が必要と認める書類

県農業振興事務所へ提出  
6月中旬~~ㄨ~~予定※別途お知らせします。

交付申請書類を審査の上、県生産振興課から交付通知を送付いたします。  
※審査に当たって、農業振興事務所経由で追加書類等を提出いただく場合があります。

## 対象者関係

**対象となる生産者は、どのような生産者ですか。**

栃木県内に住所を有し、令和3年度及び令和7年度において**各年度9か月以上の使用実績のある生産者**を指します。  
生産者は、個人、法人（農地所有各法人）を問いません。

**植物工場も対象となりますか。**

令和3年度及び令和7年度において各年度9か月以上の使用実績があるほか、**農地所有適格法人**であれば対象となります。

**住所は栃木県にありますが、ほ場は県外に所在しています。対象となりますか。**

対象となります。  
生産者が栃木県内に住所を有していれば、対象となります。

**住所は県外ですが、ほ場は栃木県内に所在しています。対象となりますか。**

対象となりません。  
生産者が栃木県内に住所を有している必要があります。

**令和3年度は休業しており、ヒートポンプを使用していませんでしたが、令和7年度現在は生産を再開しています。  
対象となりますか。**

対象となりません。  
令和3年度及び令和7年度に各年度9か月以上の使用実績が必要です。

## 対象となる電気料金関係

**ハウスによって、ヒートポンプを使用している品目と使用していない品目があります。  
どこまでが補助対象となりますか。**

ヒートポンプを使用している品目の栽培にかかる電気料金のみが対象となります。  
ヒートポンプは、令和3年度及び令和7年度に各年度9か月以上の使用実績が必要です。

**家庭用の電気料金と生産用の電気料金を分けることができません。  
家庭用も含めて申請してよいですか。**

家庭用の電気料金は、補助対象外となるため、申請することはできません。

## 令和3年度以降の状況変化について

新たな品目を生産するため、令和4年度に初めてヒートポンプを導入しました。対象となりますか。

対象となりません。

ヒートポンプは、令和3年度以前から使用している必要があります。

令和3年度以前からヒートポンプを使用して生産していましたが、生産規模拡大のために令和5年度に増反してヒートポンプを追加で導入しました。どのように計算すればよいですか。

栽培面積が変更となる場合には、令和7年度の電気料金を基準に令和3年度の電気料金を面積按分してください。

【例】30a増反してそのハウスにヒートポンプを入れている場合、

令和3年度 20a 電気代150万円（税抜）

令和7年度 50a 電気代500万円（税抜）

$$\begin{aligned} \Rightarrow \text{令和7年度の面積} / \text{令和3年度の面積} &= 2.5 \\ 2.5 \times 150\text{万円} &= \underline{375\text{万円}} \cdots \cdots \text{令和3年度の電気料金相当額} \end{aligned}$$

※なお、電気料金を面積按分する場合には、「面積按分計算表」（任意様式可）を併せて提出してください。

ハウスによって、ヒートポンプを年間9ヶ月以上使用している品目と9ヶ月以上使用していない品目があります。どのように計算すればよいですか。

ヒートポンプを年間9ヶ月以上使用している品目の栽培面積で電気代を按分してください。

【例】9ヶ月以上使用している品目Aの面積 10a

9ヶ月以上使用していない品目Bの面積 40a

全体の電気代300万円（税抜）

$$\begin{aligned} \Rightarrow \text{品目Aの面積} / (\text{品目Aの面積} + \text{品目Bの面積}) &= 0.2 \\ 0.2 \times 300\text{万円} &= \underline{60\text{万円}} \cdots \text{補助対象額の基礎となる電気料金相当額} \end{aligned}$$

※なお、電気料金を面積按分する場合には、「面積按分計算表」（任意様式可）を併せて提出してください。

令和3年度以前からヒートポンプを使用して品目Aを栽培していましたが、令和6年度から品目Aから品目Bに転換しました。品目Bの栽培でもヒートポンプを使用しています。対象となりますか。

品目A（令和3年度）、品目B（令和7年度）双方において、年間9ヶ月以上ヒートポンプを使用していれば、対象となります。

## 添付書類について

**「電気式ヒートポンプを令和3年度以前から使用していることが確認できる書類」とは、現時点でハウスの写真を撮影すればよいのでしょうか。**

現時点で撮影した写真は不可です。

令和3年度以前から使用していることを確認する必要があるため、写真であれば令和3年度以前の日付入りの写真を提出してください。

令和3年度以前の写真以外にも、以下の書類でも問題ありません。

- ・補助事業の財産管理台帳
- ・固定資産台帳の写し

**「電気料金証拠書類」は、電力会社から送付された請求書を提出すれば良いのでしょうか。**

請求書のみ提出は不可です。

電気料金を電力会社に支払ったことを確認できる書類が必要となります。

ただし、交付申請時には「電力会社からの領収証等」が届いておらず、支払を証明できるものが他にない場合には、一時的に請求書で代替することが可能です。

その場合でも、実績報告書を提出いただく際に「電力会社からの領収証等」を提出いただきます。

**電気料金をクレジットカードで支払っています。**

**「電気料金証拠書類」は、何を提出すればよいのでしょうか。**

クレジットカードの明細と口座からクレジットカードの請求額が引き落とされている部分が分かる通帳の写しを併せて提出してください。

**「電気料金証拠書類」として、確定申告や決算報告書を採用してもいいですか。**

対象期間が異なる書類は、証拠書類にできません。

確定申告は1～12月の実績となります。

法人の決算報告は、法人によって異なりますので、期間を確認してください。

【補助対象期間】令和7年4月～令和8年3月

**「出荷実績が分かる書類」は、どのような書類を提出すればよいですか。**

決算報告書や出荷伝票など、園芸作物の出荷実績が客観的に分かる書類であればどのようなものでも構いません（生産者が作成した一覧は不可）。

**「出荷実績が分かる書類」の出荷伝票は、すべて提出する必要がありますか。**

すべてを提出する必要はありません。

令和3年度及び令和7年度のうち、ヒートポンプを使用して栽培している品目について、1日分以上の出荷伝票を提出してください。

## その他

**市町の単独事業で電気代の高騰に対する補助金を申請しています。  
県の電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業費補助金は対象となりますか。**

最寄りの農業振興事務所にお問い合わせください。

※市町の事業内容によって、県の電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業費補助金は対象外となる可能性があります。